

講習科目及び講習時間

	NO	科目	細目	一等		二等	
				通常の講習または 1号、2号による 停止処分を受けた場合	3号、4号、5号による 停止処分を受けた場合	通常の講習または 1号、2号による 停止処分を受けた場合	3号、4号、5号による 停止処分を受けた場合
学科講習	①	無人航空機操縦士技能証明制度の概要	技能証明制度の枠組み	50分 (講義で30分以上、 視聴覚教材の視聴で20分以上)	50分 (講義で30分以上、 視聴覚教材の視聴で20分以上)	50分 (講義で30分以上、 視聴覚教材の視聴で20分以上)	50分 (講義で30分以上、 視聴覚教材の視聴で20分以上)
			技能証明を有する者が遵守すべき事項				
			技能証明の取消し等				
	②	無人航空機を飛行させる者（以下「操縦者」という。）が遵守すべき事項	一般的な遵守事項				
			特定飛行を行う場合に遵守すべき事項				
			機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合の遵守すべき事項				
			遵守事項に違反した場合の罰則				
	③	最近の無人航空機関連の制度改正					
	④	事故・重大インシデント事例及び教訓	事故・重大インシデントの概要				
			代表的な事故・重大インシデント事例及び教訓				
事故・重大インシデントの発生状況							
無人航空機による事故等の危険性							
事故・重大インシデントを発生させないための遵守事項							
⑤	運航ルール・事故防止に関する情報	無人航空機の機体の特徴					
		運航時の点検及び確認事項					
		操縦者の能力低下への対応					
		安全な運航のための意思決定体制					
⑥	一等無人航空機操縦士が留意すべき事項	カテゴリーIII飛行におけるリスク評価の基本的な考え方					
		リスク評価手法					
		機体の種類に応じた運航計画の留意事項					
		飛行の方法に応じた運航計画の留意事項					
⑦	技能証明の効力の停止を受けた者が再確認すべき事項	操縦者に求められる役割及び責任					
		安全な飛行のために操縦者が留意すべき事項					
		事故等が発生した際に無人航空機を飛行させる者が取るべき対応					
		規制の対象となる飛行の空域及び飛行方法					
学科講習 合計時間				75分	105分	50分	80分
実地講習	①	操縦演習	一等：緊急着陸を伴う八の字飛行 (=一等基本実技試験「緊急着陸を伴う八の字飛行」のコース)		5分		6分
			二等：異常事態における飛行 (=二等基本実技試験「異常事態における飛行」のコース)				
	②	操縦演習に基づく指導及び質疑応答			10分		5分
実地講習 合計時間					15分		11分

講習事務手数料（消費税込み）

通常の更新講習 または1号又は2号による更新講習		
	一等	二等
学科講習料	19,800円	16,500円
その他事務手数料	0円	0円
総額（基本料金）	19,800円	16,500円

3号、4号又は5号による更新講習		
	一等	二等
学科講習料	19,800円	16,500円
実地講習料	22,000円	22,000円
その他事務手数料	0円	0円
総額（基本料金）	41,800円	38,500円